

4/8
五三

原発の危険性を 住民に押し付け

九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の運転差し止めを住民が求めた仮処分申し立てでの即時抗告審で、福岡高裁福岡支部（西川知一郎裁判長）は6日、申し立てを退ける決定をしました。どのようなことが起きても原子炉から放射性物質が放出されない安全性を確保することは「現在の科学技術水準では不可能」なので、どの程度の安全性を容認するかは「社会通念で判断する」と断定。運転前提に原発の危険性を容認し、住民に押し付けるもの（原発）取材班）

判断	川内原発の運転を容認	福岡高裁支部（4月6日）	原発の運転差し止め仮処分の判断	（大津地裁（3月9日））
新規制基準	基礎の定めを全体的に定めて合理的性を有する体系		基礎の定めを全体的に定めて合理的性を有する体系	
基準地震動の妥当性	策定方針や規制案の判断は合理的ではない		策定方針や規制案の判断は合理的ではない	
避難計画	合理性や実効性を欠き、住民の権利を侵害するおそれがある		合理性や実効性を欠き、住民の権利を侵害するおそれがある	

先月、大津地裁が関西電力 仮処分決定を出し、国内の原発を運転しているのは川内原発の2機だけです。

新規制基準を持ち上げ

申し立てた原告団・弁護団は声明を発表し、「福島事故の巨大さ、被害の深刻さを直視することなく、政府の原子力政策を安易に追認するもので、到底認めることができない」と主張している。



福岡高裁福岡支部前に詰めかけた支援者らに決定を報告する弁護団の1人、高橋氏

「と強調しています。今回の決定は、大津地裁の決定と正反対の結論です（別表）。

高裁支部の決定は、九電が策定した基準地震動（原発で考慮する地震の揺れ）など新規制基準を「全体としてとらえたら、極めて高度の合理性を有することまで持ち上げ、基準に適合したとする原子力規制委員会の判断は「不合理と認めない」と認定しています。

一方、大津地裁決定で指摘された重要なことは、福島原発事故の原因究明に言及していません。

山形警備隊ガイドについては、噴火の時期などを相当前に予測できなかった点で「不合理だ」と認定。それでも、破局的噴火の危険性を考慮すべきだとしている多くの火山学者の意見とはかけ離れています。

火山噴火の危険性無視

高裁支部決定は、住民が主眼とした原発周辺の火山噴火の新規制基準の一部である火

“社会通念”都合よく利用

高浜原発3、4号機運転差し止め訴訟
井戸謙一 弁護団長



今回の決定については、3点指摘したい。

①「社会通念」というキーワードを都合よく使い、住民の申し立てを退けているのが特徴です。

決定は、新規制基準の合理性を判断するのは「社会通念」としてしています。社会通念を元にした「社会通念を判断する」という「循環論法」に陥った、おかしな論理です。

②基準の一つである火山ガイドについて、決定は「不合理だ」と断定しています。本来、基準が不合理であれば、運転を差し止めるべきです。しかし、破局的噴火の危険性は無視でき、社会通念はそこまで求めていないという理屈で、差し止めませんでしまっています。

③日本は3・11以降、原発は無視でき、社会通念は破局的噴火の危険性を踏まえていないという理屈で、差し止めませんでしまっています。

住民側は、避難計画を対象外にしている新規制基準を国際基準に反している主張し、大津地裁では認められていません。しかし、今回の決定は、計画を策定してさえいなければ、実効性や合理性がなくても構わないというもので、地元の住民の神経を逆なでする言い方です。

決定は、火山ガイドは不合理であり、避難計画が規制対象ではなく、実効性がないという住民の主張も否定できませんでした。

しかし、運転を容認するたに、前後矛盾しても構わない内容になっています。

避難計画の実効性不問

今回の決定は、避難計画にや危機感をまったく無視する乱暴な論理の押し付けです。高裁支部決定は、予測を超えることが起きる危険があることを認めています。原発を推進する側にとって都合のいい「社会通念」の下に、それらを住民に容認するよう求められています。福島原発事故の教訓を忘れてはいけません。